

マイナ保険証を利用すれば、事前手続なく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

年 月 日

国民健康保険 限度額適用 標準負担額減額 認定申請書 限度額適用・標準負担減額

宝 塚 市 長 あ て

下記のとおり限度額適用認定証等の交付を申請します。

被 保 険 者 証 番 号							
限度額適用 減額対象者 (対象者)	氏 名				生年 月日	年 月 日	世帯主との続柄
	個人番号						
世 帯 主 (申請者)	住 所	宝塚市					
		電話番号 () -					
	氏 名				生年 月日	年 月 日	
個人番号							
傷 病 原 因 確 認 欄		本申請の傷病原因が交通事故等の第三者行為によるものか				☐ いいえ ☐ はい	
保 険 税 収 納 確 認 欄		☐ 保険税に滞納なし ☐ 保険税の滞納に特別な事情があり、納付相談等を受けている					

※ 市民税非課税世帯の方のみご記入ください。

長 期 入 院	☐ 該当	市町村民税非課税世帯の方は、過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、長期入院該当となりますので、必要に応じて入院期間が確認できる書類（領収書等）を添付して申請してください。
	☐ 非該当	

届 出 者 (来庁者)	☐ 世帯主 ☐ 対象者 ☐ 同一世帯員（下記の「氏名」のみご記入ください） ☐ 代理人（下記をすべてご記入ください） ※委任状、または世帯主の保険証等を提示ください		
	住 所		世帯主との続柄
	氏 名		

※ 窓口確認欄・事務処理欄（この欄は記入しないでください）

確 認 欄	収入申告		保険税未納		収納担当者	代理人確認	
	☐ 済 ・ ☐ 未済		☐ 無 ・ ☐ 有			☐ 保険証 ・ ☐ 委任状 ・ ☐ その他 ()	
事 務 処 理 欄	適用 区分	70歳未満	☐ ア ☐ イ ☐ ウ ☐ エ ☐ オ				
		70歳以上	☐ 現役並みⅡ ☐ 現役並みⅠ ☐ 低所得Ⅱ ☐ 低所得Ⅰ				
	発 行 期 日		年 月 日		有 効 期 限	年 月 日	
	長 期 入 院		☐ 該当 (オンライン ・ 領収書 ・ その他) ☐ 非該当				
	証 処 理		☐ 窓口交付 ・ ☐ 郵送 (発送日: / , 発送先: 住所地 ・ その他)				
	備 考		※発送先がその他の場合、ここへ記入				受付

○国民健康保険法施行規則

(令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定)

第二十七条の十四の二 令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類（第二号に掲げる事項のうち令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、第三号に掲げる事項を証する書類）を添付し、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十九条の三第一項第一号、第二号、第三号、第四号若しくは第五号又は第三項第一号、第二号、第三号、第四号若しくは第五号に掲げる場合のいずれかに該当している旨

三 世帯主が保険料を滞納していない旨（次項ただし書に掲げる場合を除く。）

四 被保険者証の記号番号

2 市町村又は組合は、前項の認定の申請があつた場合において、同項各号に掲げる事項を確認できたときは、認定を行うものとする。ただし、同項第三号に掲げる事項が確認できない場合であつても、第五条の八第一項に規定する世帯主の届出により当該保険料の滞納につき令第一条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村又は組合が適当と認める場合は、認定を行うものとする。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第五条の八第三項の規定を準用する。

3 第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

一 市町村 様式第一号の八による限度額適用認定証

二 組合 様式第一号の八の二による限度額適用認定証

4～7 （略）

○国民健康保険法施行令

(法第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情)

第一条 国民健康保険法（以下「法」という。）第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。